第１号様式（第５条関係）

京都市介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業補助金

交付申請書

|  |  |
| --- | --- |
| （あて先）京都市長 | 年　　月　　日 |
| 法人等の所在地 | 法人等の名称及び代表者の氏名    電話　　　　－ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 京都市補助金等の交付等に関する条例第９条の規定により、補助金の交付を申請します。 | | |
| 創設施設  （新規） | 名称 |  |
| 施設種別 |  |
| 所在地 |  |
| 着工予定年月日 |  |
| 開設予定年月日 |  |
| 整備施設  （既存） | 名称 |  |
| 施設種別 |  |
| 所在地 |  |
| 費用の総額 |  |
| 着工予定年月日 |  |
| 補助事業  完了予定年月日 |  |
| 補助基準額 | |  |
| 交付申請額 | |  |

第２号様式（第５条関係）

事　　業　　計　　画

創設

１　創設（新規）施設の概要

（１）名称

（２）所在地

（３）種別

（４）併設種別

（５）設置主体及び運営主体

（６）定員・ユニット数

（７）施設の構造　　　　　造　　　　階建て

（８）敷地面積　　　　　　㎡

（９）延床面積　　全体面積　　　　　㎡、補助対象種別延床面積　　　　　㎡

（10）敷地所有区分　　自己所有・賃借（定期借地５０年以上・その他）・買収

　　（敷地所有者名　　　　　　　　　　）

（11）建物所有区分　　自己所有・賃借（定期借家　　年以上・その他）・買収

　　（建物所有者名　　　　　　　　　　）

２　創設（新規）施設整備に係る計画

（１）スケジュール

ア　工事請負契約年月日

　　イ　着工年月日

　　ウ　竣工年月日

　　エ　開設年月日

（２）資金計画（財源内訳）

ア　補助金　　　　　　　　円

　　（補助金の名称：　　　　　　　　　　　）

（補助申請先の名称：　　　　　　　　　　　）

　　イ　設置者負担金　　　　　　　　　円

　　　　（内訳）自己資金　　　　　　　　円

　　　　　　　　借入金　　　　　　　　　円

　　　　　　　　寄付金　　　　　　　　　円

　　ウ　合　　計　　　　　　　　　　　円

３　その他参考事項

整備

１　整備（既存）施設の概要

（１）名称

（２）所在地

（３）種別

（４）事業の目的及び効果

（５）設置主体

（６）運営主体

（６）入所（利用）定員

（７）開設年月日

２　施設整備に係る計画

（１）整備区分・内容

　　ア　整備区分（　大規模修繕　、　耐震化　）※該当する方へ〇を記載

　　イ　整備内容（第2条（イ）記載の整備区分：（　　））※該当番号を記載

【内容説明】

（２）スケジュール

　　ア　工事請負契約年月日

　　イ　着工年月日

　　ウ　完了年月日

（３）資金計画

ア　整備費内訳

　　　(ｱ)　整備工事費　　　　　　　円

　　　(ｲ)　解体撤去工事費　　　　　　　円

　　　(ｳ)　造成工事費　　　　　　　　　円

　　　(ｴ)　工事事務費　　　　　　　　　円

　　　(ｵ)　合　　計　　　　　　　　　　円

イ　補助基準額　定員　　名／施設　×　　　　　　　円　＝　　　　　　　　円

ウ　財源内訳

　　　(ｱ)　京都市補助金　　　　　　　　円

　　　(ｲ)　整備主体負担金　　　　　　　　円

　　　　　（内訳）自己資金　　　　　　　　円

　　　　　　　　　借入金　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　寄付金　　　　　　　　　円

　　　(ｳ)　合　　計　　　　　　　　　　円

３　その他参考事項

第３号様式（第５条第２項関係）

　年　　月　　日

　（あて先）京都市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人等の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人等の名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

　　年度京都市介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化

整備事業補助金交付決定前着手届

　上記事業について、別記条件を了承の上、下記のとおり交付決定前に着手したいので京都市介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業補助金実施要綱第５条第２項の規定により届け出ます。

記

１　施設名称

２　総事業費　　　　　　　　　　　　　　　円

３　着手予定年月日　　　　　　年　　月　　日

４　終了予定年月日　　　　　　年　　月　　日

５　交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

１　補助金の交付決定を受けるまでの期間に、天災地変等の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業を行う法人等が負担すること。

２　補助金の交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

３　事業の着手から補助金の交付決定を受けるまでの期間内は、当該事業の計画変更を行わないこと。（ただし、第１０条第２項に該当する場合を除く）

第４号様式（第６条関係）

京都市指令　　　第　　号

　　　　　　　　年　　月　　日

京都市介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業補助金

交付通知書

　　　　　　　　様

京　　　都　　　市　　　長

（担当　　　　　　　　　　　）

　　　　　年　　月　　日付けで申請がありました京都市介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業補助金については、京都市補助金等の交付等に関する条例第１２条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

１　交付の可否　　□交付　　　□不交付（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　）

２　交付予定額　　金　　　　　　　　　　円（施設名称　　　　　　　　　　　　　）

３　支払条件

４　交付条件

（１）要綱第５条の規定に基づき申請された事業の内容を変更（条例第１１条第１項第１号に規定する軽微な変更を除く。）し、又は事業を中止し、若しくは事業を廃止しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。

（２）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければなりません。

（３）事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日の属する年度の終了後５年間保管しておかなければなりません。

（４）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければなりません。

（５）事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはなりません。

（６）この補助金と重複して、他の補助金の交付を受けてはなりません。

（７）事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が３０万円以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはなりません。

（８）市長の承認を受けて財産を処分する場合は、「厚生労働省所管一般会計補助金に係る財産処分承認基準」が定める財産処分納付金の額を直ちに返還しなければなりません。

（９）市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を本市に納付させることがあります。

（10）補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方交付税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第９号様式）により市長に報告しなければなりません。

（11）上記各号に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を本市に納付させることがあります。

（教示）

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して３箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

　また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第５号様式（第１０条関係）

京都市介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業補助金

変更承認申請書

|  |  |
| --- | --- |
| （あて先）　京都市長 | 年　　　月　　　日 |
| 法人等の所在地 | 法人等の名称及び代表者の氏名    電話　　　　－ |

　京都市補助金等の交付等に関する条例第１１条の規定により、補助金の交付申請について以下のとおり変更します。

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前 | 変更後 |
|  |  |

第６号様式（第１１条関係）

京都市介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業補助金

事業実績報告書

|  |  |
| --- | --- |
| （あて先）京都市長 | 年　　月　　日 |
| 法人等の所在地 | 法人等の名称及び代表者の氏名    電話　　　　－ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 京都市補助金等の交付等に関する条例第１８条の規定により、事業実績を報告します。 | | |
| 創設施設  （新規） | 名称 |  |
| 施設種別 |  |
| 所在地 |  |
| 着工年月日 |  |
| 開設予定年月日 |  |
| 整備施設  （既存） | 名称 |  |
| 施設種別 |  |
| 所在地 |  |
| 費用の総額 |  |
| 着工年月日 |  |
| 補助事業  完了年月日 |  |
| 補助基準額 | |  |
| 交付申請額 | |  |

（注）工事契約金額報告書（別紙１）を添付すること。

第７号様式（第１１条関係）

事　　業　　報　　告

創設

１　創設（新規）施設の概要

（１）名称

（２）所在地

（３）種別

（４）併設種別

（５）設置主体及び運営主体

（６）定員・ユニット数

（７）施設の構造　　　　　造　　　　階建て

（８）敷地面積　　　　　　㎡

（９）延床面積　　全体面積　　　　　㎡、補助対象種別延床面積　　　　　㎡

（10）敷地所有区分　　自己所有・賃借（定期借地５０年以上・その他）・買収

　　（敷地所有者名　　　　　　　　　　）

（11）建物所有区分　　自己所有・賃借（定期借家　　年以上・その他）・買収

　　（建物所有者名　　　　　　　　　　）

２　創設（新規）施設整備に係る計画

（１）スケジュール

ア　工事請負契約年月日

　　イ　着工年月日

　　ウ　竣工年月日

　　エ　開設年月日

（２）資金計画（財源内訳）

ア　補助金　　　　　　　　円

　　（補助金の名称：　　　　　　　　　　　）

（補助申請先の名称：　　　　　　　　　　　）

　　イ　設置者負担金　　　　　　　　　円

　　　　（内訳）自己資金　　　　　　　　円

　　　　　　　　借入金　　　　　　　　　円

　　　　　　　　寄付金　　　　　　　　　円

　　ウ　合　　計　　　　　　　　　　　円

３　その他参考事項

整備

１　整備（既存）施設の概要

（１）名称

（２）所在地

（３）種別

（４）事業の目的及び効果

（５）設置主体

（６）運営主体

（６）入所（利用）定員

（７）開設年月日

２　施設整備に係る計画

（１）整備区分・内容

　　ア　整備区分（　大規模修繕　、　耐震化　）※該当する方へ〇を記載

　　イ　整備内容（第2条（イ）記載の整備区分：（　　））※該当番号を記載

【内容説明】

（２）スケジュール

　　ア　工事請負契約年月日

　　イ　着工年月日

　　ウ　完了年月日

（３）資金計画

ア　整備費内訳

　　　(ｱ)　整備工事費　　　　　　　　　円

　　　(ｲ)　解体撤去工事費　　　　　　　円

　　　(ｳ)　造成工事費　　　　　　　　　円

　　　(ｴ)　工事事務費　　　　　　　　　円

　　　(ｵ)　合　　計　　　　　　　　　　円

イ　補助基準額　定員　　名／施設　×　　　　　　　円　＝　　　　　　　　円

ウ　財源内訳

　　　(ｱ)　京都市補助金　　　　　　　　　円

　　　(ｲ)　整備主体負担金　　　　　　　　円

　　　　　（内訳）自己資金　　　　　　　　円

　　　　　　　　　借入金　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　寄付金　　　　　　　　　円

　　　(ｳ)　合　　計　　　　　　　　　　　円

３　その他参考事項

別紙１

年　　月　　日

（あて先）京都市長

○○○○法人　○○○○

理事長　○○○○

施工業者（設計監理業者）

株式会社　△△△△

代表取締役　△△△△

工　事　契　約　金　額　報　告　書

　　発注者（委託者）○○○○法人○○○○と請負者（受託者）株式会社△△△△は、□□□□施設建設工事に係る工事請負契約（設計監理業務委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、補助金についてもこれに基づいて算定したことを報告します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 契　約　年　月　日 | 金　　　　　　額 |
| 当初○○工事請負契約 | 年　　月　　日 | 金　　　　　　　　　　円 |
| ○○変更（追加）契約 | 年　　月　　日 | 金　　　　　　　　　　円 |
|  | 年　　月　　日 | 金　　　　　　　　　　円 |
| 設計監理業務委託契約 | 年　　月　　日 | 金　　　　　　　　　　円 |
|  | 年　　月　　日 | 金　　　　　　　　　　円 |

第８号様式（第１２条関係）

京都市指令　　　第　　号

　　　　　　年　　月　　日

京都市介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業補助金

交付額確定通知書

　　　　　　　　様

京　　　都　　　市　　　長

（担当　　　　　　　　　　　　）

　年　　月　　日付け京都市指令　　　第　　号で交付決定した京都市介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業補助金については、　　　年　　月　　日付けで提出された事業実績報告に基づき、下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

記

交付確定額　　金　　　　　　　　　　　円（施設名称　　　　　　　　　　　　　）

（教示）

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して３箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

　また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第９号様式（第１３条関係）

　　年　　月　　日

　（あて先）京都市長

法人等の所在地

法人等の名称

代表者の氏名

　　年度京都市介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業補助金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

　　年　　月　　日付け京都市指令　　第　　号で交付決定した上記補助事業に関する　　年度消費税及び地方消費税の額について下記のとおり確定しましたので、京都市介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業補助金実施要綱第１３条の規定により、報告します。

記

１　施設名称

２　所在地

３　補助金額（市長が確定通知書により通知した額）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

４　消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税

に係る仕入控除税額（要補助金返還額）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

注　別紙として積算の内訳等、４の金額がわかるものを添付してください。